

○「社会医療法人の認定について」（平成 20 年 3 月 31 日医政発 0331008 号）本文の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
【 改 正 後 全 文 】 医政発第 0 3 3 1 0 0 8 号 平成 2 0 年 3 月 3 1 日 医 政 発 0 3 2 9 第 3 6 号 平成 3 1 年 3 月 2 9 日 医 政 発 1 2 2 5 第 1 7 号 令和 2 年 1 2 月 2 5 日 医 政 発 0 3 3 1 第 1 7 号 令和 3 年 3 月 3 1 日 医 政 発 0 3 3 1 第 1 5 号 令和 4 年 3 月 3 1 日 <u>最終改正 医 政 発 0 3 3 0 第 8 号</u> <u>令和 6 年 3 月 3 0 日</u>	【 改 正 後 全 文 】 医政発第 0 3 3 1 0 0 8 号 平成 2 0 年 3 月 3 1 日 医 政 発 0 3 2 9 第 3 6 号 平成 3 1 年 3 月 2 9 日 医 政 発 1 2 2 5 第 1 7 号 令和 2 年 1 2 月 2 5 日 医 政 発 0 3 3 1 第 1 7 号 令和 3 年 3 月 3 1 日 <u>最終改正</u> 医 政 発 0 3 3 1 第 1 5 号 令和 4 年 3 月 3 1 日
各 都 道 府 県 知 事 殿	各 都 道 府 県 知 事 殿
厚生労働省医政局長 （公 印 省 略）	厚生労働省医政局長 （公 印 省 略）
社 会 医 療 法 人 の 認 定 に つ い て	社 会 医 療 法 人 の 認 定 に つ い て
第 1 （略）	第 1 （略）
第 2 社会医療法人の認定要件	第 2 社会医療法人の認定要件

1～3 (略) 4 救急医療等確保事業に係る業務の実施について（法第42条の2第1項第4号関係） (1) 当該医療法人が開設する病院又は診療所（当該医療法人が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院又は診療所を含む。以下同じ。）のうち、1以上（2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、それぞれの都道府県で1以上（(2)に掲げる場合を除く。））のものが、当該医療法人が開設する病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載された法第30条の4第2項第5号イから<u>ハ</u>までに掲げるいずれかの事業（以下「救急医療等確保事業」という。）に係る業務を当該病院又は診療所の所在地の都道府県において行っていること。 (2)～(3) (略) 5～8 (略) 第3 社会医療法人の認定等に当たっての留意事項 1～3 (略) 4 社会医療法人の事業報告書等の作成等 (1) 社会医療法人は、毎会計年度終了後2月以内に、次に掲げる書類を作成しなければならないこと。 ① 事業報告書 ② 財産目録 ③ 貸借対照表 ④ 損益計算書 <u>⑤ 関係事業者との取引の状況に関する報告書</u> <u>⑥</u> 法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説	1～3 (略) 4 救急医療等確保事業に係る業務の実施について（法第42条の2第1項第4号関係） (1) 当該医療法人が開設する病院又は診療所（当該医療法人が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院又は診療所を含む。以下同じ。）のうち、1以上（2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、それぞれの都道府県で1以上（(2)に掲げる場合を除く。））のものが、当該医療法人が開設する病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載された法第30条の4第2項第5号イから<u>ホ</u>までに掲げるいずれかの事業（以下「救急医療等確保事業」という。）に係る業務を当該病院又は診療所の所在地の都道府県において行っていること。 (2)～(3) (略) 5～8 (略) 第3 社会医療法人の認定等に当たっての留意事項 1～3 (略) 4 社会医療法人の事業報告書等の作成等 (1) 社会医療法人は、毎会計年度終了後2月以内に、次に掲げる書類を作成しなければならないこと。 ① 事業報告書 ② 財産目録 ③ 貸借対照表 ④ 損益計算書 <u>(新設)</u> <u>⑤</u> 法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説
--	---

明する書類

⑦ 法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した社会医療法人（当該社会医療法人債の総額について償還済みであるものを除く。）

については、①から⑥までに掲げる書類に加え、次に掲げる書類

イ 純資産変動計算書

ロ キャッシュ・フロー計算書

ハ 附属明細表

⑧ 法第51条第2項の厚生労働省令で定める基準に該当する社会医療法人については、①から⑥までに掲げる書類に加え、次に掲げる書類

イ 純資産変動計算書

ロ 附属明細表

(2) 社会医療法人は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないこと。

① (1)の①から⑧までに掲げる書類

② 法第46条の8第3号の監事の監査報告書

③ 定款又は寄附行為

④ 法第51条第2項の厚生労働省令で定める基準に該当する社会医療法人については、①から③までに掲げる書類に加え、公認会計士又は監査法人の監査報告書

(3) 社会医療法人は、毎会計年度終了後3月以内に、次の書類を都道府県知事に届け出なければならないこと。

① (1)の①から⑧までに掲げる書類

② 法第46条の8第3号の監事の監査報告書

③ 法第51条第2項の厚生労働省令で定める基準に該当する社会医療法人については、①及び②に掲げる書類に加え、公認会計士又は監査法人の監査報告書

明する書類

⑥ 法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人については、①から⑤までに掲げる書類に加え、次に掲げる書類

イ 純資産変動計算書

ロ キャッシュ・フロー計算書

ハ 附属明細表

(新設)

(2) 社会医療法人は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないこと。

① (1)の①から⑥までに掲げる書類

② 法第46条の8第3号の監事の監査報告書

③ 定款又は寄附行為

④ 法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人については、①から③までに掲げる書類に加え、公認会計士又は監査法人の監査報告書

(3) 社会医療法人は、毎会計年度終了後3月以内に、次の書類を都道府県知事に届け出なければならないこと。

① (1)の①から⑥までに掲げる書類

② 法第46条の8第3号の監事の監査報告書

③ 法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人については、①から③までに掲げる書類に加え、公認会計士又は監査法人の監査報告書

(4) 都道府県知事は、次の書類（直近の３会計年度に係る書類に限る。）について請求があった場合には、これを閲覧に供しなければならないこと。 ① (3)の①から③までに掲げる書類（ただし、(1)の⑥については、法第４２条の２第１項第５号の要件に該当する旨を説明する書類並びに理事等に対する報酬等の支給の基準及び保有する資産の明細表に限る。） ② 定款又は寄附行為 (5) (略) ５～７ (略)	(4) 都道府県知事は、次の書類（直近の３会計年度に係る書類に限る。）について請求があった場合には、これを閲覧に供しなければならないこと。 ① (3)の①から③までに掲げる書類（ただし、(1)の⑤については、法第４２条の２第１項第５号の要件に該当する旨を説明する書類並びに理事等に対する報酬等の支給の基準及び保有する資産の明細表に限る。） ② 定款又は寄附行為 (5) (略) ５～７ (略)
---	---

○「社会医療法人の認定について」（平成 20 年 3 月 31 日医政発 0331008 号）別添 1 の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後				改 正 前			
業務の区分	当該業務を行う病院又は診療所の構造設備	当該業務を行うための体制	当該業務の実績	業務の区分	当該業務を行う病院又は診療所の構造設備	当該業務を行うための体制	当該業務の実績
救急医療	（略）	次の基準の <u>全て</u> に該当すること。 1・2（略）	1 又は 2 の基準に該当すること。 1. 当該病院において時間外等加算割合が 20% 以上であること。 ※「時間外等加算割合」とは、直近に終了した 3 会計年度（医療法上の会計年度をいう。以下同じ。）における次に掲げる算定件数（療養の給付及び公費負担医療の費用に関する請求に関する省令（昭和 51 年厚生省令第 36 号）に定める方法により審査支払機関に請求を行い、支払を受けた件数をいう。以下同じ。）の合計の初診料算定件数に占める割合をいう。 <u>以下同じ。</u> ①診療時間以外の時間（休日及び深夜（午後 10 時から翌日の午前 6 時までをいう。以下同じ。）を除く。）において初診を行った場合の時間外加算の算定件数 ②休日（深夜を除く。）において初診を行った場合の休日加算の算定件数 ③深夜において初診を行った場合の深夜加算の算定件数 ④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が初診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数 2. 当該病院において夜間等救急自動車等搬送件数を 3 で除した数	救急医療	（略）	次の基準の <u>すべて</u> に該当すること。 1・2（略）	1 又は 2 の基準に該当すること。 1. 当該病院において時間外等加算割合が 20% 以上であること。 ※「時間外等加算割合」とは、直近に終了した 3 会計年度（医療法上の会計年度をいう。以下同じ。）における次に掲げる算定件数（療養の給付及び公費負担医療の費用に関する請求に関する省令（昭和 51 年厚生省令第 36 号）に定める方法により審査支払機関に請求を行い、支払を受けた件数をいう。以下同じ。）の合計の初診料算定件数に占める割合（ <u>災害医療においても同じ。</u> ）をいう。 ①診療時間以外の時間（休日及び深夜（午後 10 時から翌日の午前 6 時までをいう。以下同じ。）を除く。）において初診を行った場合の時間外加算の算定件数 ②休日（深夜を除く。）において初診を行った場合の休日加算の算定件数 ③深夜において初診を行った場合の深夜加算の算定件数 ④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が初診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数 2. 当該病院において夜間等救急自動車等搬送件数を 3 で除した数が

			が750件以上であること。 ※「夜間等救急自動車等搬送件数」とは、直近に終了した3会計年度における夜間（午後6時から翌日の午前8時までをいうものとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日、年末年始の日（1月1日を除く12月29日から1月3日まで）及び土曜日又はその振替日）における救急自動車等による搬送を受け入れた件数をいう。<u>以下同じ。</u>なお、「救急自動車等による搬送」とは、救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）第2条に規定する救急医療用ヘリコプター（以下「救急医療用ヘリコプター」という。）及びこれに準ずるヘリコプターによる搬送をいう。				750件以上であること。 ※「夜間等救急自動車等搬送件数」とは、直近に終了した3会計年度における夜間（午後6時から翌日の午前8時までをいうものとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日、年末年始の日（1月1日を除く12月29日から1月3日まで）及び土曜日又はその振替日）における救急自動車等による搬送を受け入れた件数（<u>災害医療においても同じ。</u>）をいう。なお、「救急自動車等による搬送」とは、救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）第2条に規定する救急医療用ヘリコプター（以下「救急医療用ヘリコプター」という。）及びこれに準ずるヘリコプターによる搬送をいう。
精神科救急医療の場合	(略)	次の基準の <u>全て</u> に該当すること。 1・2 (略)	(略)	精神科救急医療の場合	(略)	次の基準の <u>すべて</u> に該当すること。 1・2 (略)	(略)
災害医療	次の基準の<u>全て</u>に該当すること。 1. 当該病院が災害医療施設として必要な次に掲	次の基準の<u>全て</u>に該当すること。 1～2 (略) 3. <u>法第30条の12第1</u>	次の基準の<u>全て</u>に該当すること。 1. 当該病院において時間外等加算割合が16%以上、又は夜間等救急自動車等搬送件数を3で除した数が600件以上であること。 2. <u>直近に終了した会計年度において、当該病院に勤務する職員が、次に掲げる訓練又は研修に参加</u>	災害医療	次の基準の<u>すべて</u>に該当すること。 1. 当該病院が災害医療施設として必要な次に掲げる施設	次の基準の<u>すべて</u>に該当すること。 1～2 (略) 3. <u>厚生労働省に登録された</u>	次の基準の<u>すべて</u>に該当すること。 1. 当該病院において時間外等加算割合が16%以上、又は夜間等救急自動車等搬送件数を3で除した数が600件以上であること。 2. <u>当該病院に勤務する職員が直近に終了した会計年度において、次に掲げる訓練又は研修に参加して</u>

	げる施設 (診療に必要な施設は耐震構造を有すること。)を<u>全</u> <u>て</u>有していること。 (1)～(3) (略) 2. 当該病院が災害医療施設として必要な次に掲げる設備及び物資を<u>全</u> <u>て</u>有していること。 (1)～(7) (略) 3 (略)	<u>項に規定する災害・感染症医療業務従事者</u> (以下「<u>災害・感染症医療業務従事者</u>」 という。)により組織された<u>災害派遣医療チーム</u> (以下「<u>災害派遣医療チーム(DMAT)</u>」 という。)を有し、 <u>法第30条の12の6第1項に規定する協定を締結していること。</u>	していること。 (1)～(2) (略) 3 (略)		(診療に必要な施設は耐震構造を有すること。)を<u>すべ</u> <u>て</u>有していること。 (1)～(3) (略) 2. 当該病院が災害医療施設として必要な次に掲げる設備を<u>すべ</u> <u>て</u>有していること。 (1)～(7) (略) 3 (略)	<u>災害派遣医療チーム(DMAT)</u>を有していること。	いること。 (1)～(2) (略) 3 (略)
<u>新興感染症発生・まん延時における医療</u> ※「<u>新興感染症発生・まん延時における医療</u>」と	<u>次の基準の全てに該当すること。</u> 1. 当該病院が<u>新興感染症発生・まん延時における医療施設として必要な次に掲</u>	<u>次の基準の全てに該当すること。</u> 1. 当該病院において<u>新興感染症発生・まん延時における医療の確保</u>	<u>次の基準の全てに該当すること。</u> 1. 当該病院において時間外等加算割合が16%以上、又は夜間等救急自動車等搬送件数を3で除した数が600件以上であること。 2. 直近に終了した会計年度において、当該病院に勤務する職員が、次のいずれかの訓練又は研修に参加していること。 (1) 当該病院が実施する新興感	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

	及び病室 (6) 備蓄倉庫 2. 当該病院が新興感染症発生・まん延時における医療施設として必要な次に掲げる設備及び物資を全て有していること。 (1) 病床において酸素投与及び呼吸モニタリングが可能 な設備 (2) 感染を判断するための検査機器 (3) 簡易ベッド (4) 個人防護具 (5) 感染した患者を隔離するための動線確保に必	があった日から起算して7日以内に即応病床化するこ と及び確保する病床数が30床以上であるこ と。 (2) 発熱外来 都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に開始するこ と及び1日当た り20人以上の診療を行うものであるこ と。 2. 当該病院において							
--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

[illegible]

	<u>（以下「医療措置協定」という。）を締結した日から3年を超えない範囲で当該病院の所在地の都道府県知事が適当と認めた期間内に当該施設又は設備について整備する計画を作成し、当該都道府県知事が当該計画を適当と認めたときは、上記基準に該当するものとする。この場合、当該病院を開設する医療法人は社会医療法人の認定後、当該計画が完了するまでの間、毎会計年度終了後3月以内に、主たる事務所の所在地の都道府県知事にその進捗状況を報告することとし、正当な理由なく期間内に当該施設又は設備を有することが</u>	<u>5号に規定する派遣に係る措置をその内容に含む医療措置協定を締結していること。</u>						
--	---	---	--	--	--	--	--	--

	<u>できないときは、基準に該当しないものとみなす。</u>						
へき地医療 ※ 「へき地」とは、へき地保健医療対策実施要綱（平成13年医政発第529号）に基づくへき地をいう。	(略)	次の基準に該当すること。 当該病院又は診療所の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画においてへき地医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。 なお、へき地診療所を開設する医療法人が当該へき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合には、当該 <u>全て</u> の病院において、へき地の患者を受け入れるための病室その他	(略)		へき地医療 ※ 「へき地」とは、へき地保健医療対策実施要綱（平成13年医政発第529号）に基づくへき地をいう。	(略)	次の基準に該当すること。 当該病院又は診療所の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画においてへき地医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。 なお、へき地診療所を開設する医療法人が当該へき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合には、当該 <u>すべて</u> の病院において、へき地の患者を受け入

		へき地医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）を有し、かつ、へき地の患者を受け入れる体制を常に確保していること。 また、へき地医療拠点病院に医師を派遣する当該病院にあつては、当該病院において、当該へき地医療拠点病院が医師を派遣する当該へき地診療所に係るへき地の患者及び当該へき地医療拠点病院が巡回診療を行う当該へき地の患者を受け入れる体制を常に確保していること。				れるための病室その他へき地医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）を有し、かつ、へき地の患者を受け入れる体制を常に確保していること。 また、へき地医療拠点病院に医師を派遣する当該病院にあつては、当該病院において、当該へき地医療拠点病院が医師を派遣する当該へき地診療所に係るへき地の患者及び当該へき地医療拠点病院が巡回診療を行う当該へき地の患者を受け	
--	--	---	--	--	--	--	--

						入れる体制を常に確保していること。	
周産期医療	次の基準の <u>全て</u> に該当すること。 1. 当該病院が周産期医療施設として必要な次に掲げる施設を <u>全て</u> 有していること。 (1) ～ (3) (略) 2. 当該病院が周産期医療施設として必要な次に掲げる設備を <u>全て</u> 有していること。 (1) ～ (6) (略)	次の基準の <u>全て</u> に該当すること。 1・2 (略)	次の基準の <u>全て</u> に該当すること。 1～3 (略)	周産期医療	次の基準の <u>すべて</u> に該当すること。 1. 当該病院が周産期医療施設として必要な次に掲げる施設を <u>すべて</u> 有していること。 (1) ～ (3) (略) 2. 当該病院が周産期医療施設として必要な次に掲げる設備を <u>すべて</u> 有していること。 (1) ～ (6) (略)	次の基準の <u>すべて</u> に該当すること。 1・2 (略)	次の基準の <u>すべて</u> に該当すること。 1～3 (略)
小児救急医療	(略)	次の基準の <u>全て</u> に該当すること。 1・2 (略)	(略)	小児救急医療	(略)	次の基準の <u>すべて</u> に該当すること。 1・2 (略)	(略)
(備 考) ○ 医療法施行令第5条の5の規定に基づく社会医療法人に係る認定の申請又は医療法第52条第1項の規定による社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類の届出における実績に令和2年2月から令和4年3月までの月の分の実績を含む場合 救急医療、災害医療、 <u>新興感染症発生・まん延時における医療</u> 及びへき地医療については以下の基準とする（特例部分は太字）				(備 考) ○ 医療法施行令第5条の5の規定に基づく社会医療法人に係る認定の申請又は医療法第52条第1項の規定による社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類の届出における実績に令和2年2月から令和4年3月までの月の分の実績を含む場合 救急医療、災害医療及びへき地医療については以下の基準とする（特例部分は太字）			
業務の区分	当該業務を行	当該業務を	当該業務の実績	業務の区分	当該業務を行	当該業務を	当該業務の実績

	う病院又は診療所の構造設備	行うための体制			う病院又は診療所の構造設備	行うための体制		
救急医療	(略)	次の基準の <u>全て</u> に該当すること。 1・2 (略)	1 又は 2 の基準に該当すること。 1. 当該病院において時間外等加算割合が 20% 以上であること。 ※「時間外等加算割合」とは、直近に終了した 3 会計年度（医療法上の会計年度をいう。以下同じ。）における次に掲げる算定件数（療養の給付及び公費負担医療の費用に関する請求に関する省令（昭和 51 年厚生省令第 36 号）に定める方法により審査支払機関に請求を行い、支払を受けた件数をいう。以下同じ。）の合計の初診料算定件数に占める割合をいう。 <u>以下同じ。</u> ①診療時間以外の時間（休日及び深夜（午後 10 時から翌日の午前 6 時までをいう。以下同じ。）を除く。）において初診を行った場合の時間外加算の算定件数 ②休日（深夜を除く。）において初診を行った場合の休日加算の算定件数 ③深夜において初診を行った場合の深夜加算の算定件数 ④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が初診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数 2. 当該病院において夜間等救急自動車等搬送件数を 3 で除した数が基準値（別表 1（* 1）の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表 2（* 2）の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と		救急医療	(略)	次の基準の <u>すべて</u> に該当すること。 1・2 (略)	1 又は 2 の基準に該当すること。 1. 当該病院において時間外等加算割合が 20% 以上であること。 ※「時間外等加算割合」とは、直近に終了した 3 会計年度（医療法上の会計年度をいう。以下同じ。）における次に掲げる算定件数（療養の給付及び公費負担医療の費用に関する請求に関する省令（昭和 51 年厚生省令第 36 号）に定める方法により審査支払機関に請求を行い、支払を受けた件数をいう。以下同じ。）の合計の初診料算定件数に占める割合（ <u>災害医療においても同じ。</u> ）をいう。 ①診療時間以外の時間（休日及び深夜（午後 10 時から翌日の午前 6 時までをいう。以下同じ。）を除く。）において初診を行った場合の時間外加算の算定件数 ②休日（深夜を除く。）において初診を行った場合の休日加算の算定件数 ③深夜において初診を行った場合の深夜加算の算定件数 ④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が初診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数 2. 当該病院において夜間等救急自動車等搬送件数を 3 で除した数が基準値（別表 1（* 1）の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表 2（* 2）の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と

			を合計した数（国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて休業した日がある場合には、当該休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を加算した数）を750から控除した数（小数点以下1位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいう。）以上であり、かつ、直近に終了した3会計年度のうち少なくとも1会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が750件以上であること。 ※「夜間等救急自動車等搬送件数」とは、直近に終了した3会計年度における夜間（午後6時から翌日の午前8時までをいうものとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日、年末年始の日（1月1日を除く12月29日から1月3日まで）及び土曜日又はその振替日）における救急自動車等による搬送を受け入れた件数をいう。また、「1会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数」とは、直近に終了した3会計年度のうちのいずれかの1会計年度における夜間及び休日における救急自動車等による搬送を受け入れた件数をいう。<u>以下同じ。</u>なお、「救急自動車等による搬送」とは、救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）第2条に規定する救急医療用ヘリコプター（以下				を合計した数（国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて休業した日がある場合には、当該休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を加算した数）を750から控除した数（小数点以下1位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいう。）以上であり、かつ、直近に終了した3会計年度のうち少なくとも1会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が750件以上であること。 ※「夜間等救急自動車等搬送件数」とは、直近に終了した3会計年度における夜間（午後6時から翌日の午前8時までをいうものとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日、年末年始の日（1月1日を除く12月29日から1月3日まで）及び土曜日又はその振替日）における救急自動車等による搬送を受け入れた件数をいう。また、「1会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数」とは、直近に終了した3会計年度のうちのいずれかの1会計年度における夜間及び休日における救急自動車等による搬送を受け入れた件数をいう。<u>（災害医療においても同じ。）</u>。なお、「救急自動車等による搬送」とは、救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）第2条に規定する救急医療用
--	--	--	--	--	--	--	---

			「救急医療用ヘリコプター」という。）及びこれに準ずるヘリコプターによる搬送をいう。				ヘリコプター（以下「救急医療用ヘリコプター」という。）及びこれに準ずるヘリコプターによる搬送をいう。
	精神科救急医療の場合	(略)	次の基準の <u>全て</u> に該当すること。 1・2 (略)		精神科救急医療の場合	(略)	次の基準の <u>すべて</u> に該当すること。 1・2 (略)
災害医療	次の基準の<u>全て</u>に該当すること。 1. 当該病院が災害医療施設として必要な次に掲げる施設（診療に必要な施設は耐震構造を有すること。）を<u>全て</u>有していること。 (1)～(3) (略) 2. 当該病院が災害医療施設として必要な次に掲げる設備及び物資を<u>全て</u>有していること。 (1)～(7)	次の基準の<u>全て</u>に該当すること。 1～2 (略) 3. <u>法第30条の1第2項に規定する災害・感染症医療業務従事者（以下「災害・感染症医療業務従事者」という。）により組織された災害派遣医療チーム（以下「災害派遣医療チ</u>	次の基準の<u>全て</u>に該当すること。 1. 当該病院において時間外等加算割合が16%以上、又は夜間等救急自動車等搬送件数を3で除した数が基準値（別表3（*3）の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表4（*4）の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数（国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合には、当該休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を加算した数）を600から控除した数（小数点以下1位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいう。<u>以下同じ。</u>）以上であり、かつ、直近に終了した3会計年度のうち少なくとも1会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が600件以上であること。 2. <u>直近に終了した会計年度において、当該病院に勤務する職員が、次に掲げる訓練又は研修に参加していること。</u> (1)～(2) (略)	災害医療	次の基準の<u>すべて</u>に該当すること。 1. 当該病院が災害医療施設として必要な次に掲げる施設（診療に必要な施設は耐震構造を有すること。）を<u>すべて</u>有していること。 (1)～(3) (略) 2. 当該病院が災害医療施設として必要な次に掲げる設備を<u>すべて</u>有していること。 (1)～(7)	次の基準の<u>すべて</u>に該当すること。 1～2 (略) 3. <u>厚生労働省に登録された災害派遣医療チーム（DMAT）を有していること。</u>	次の基準の<u>すべて</u>に該当すること。 1. 当該病院において時間外等加算割合が16%以上、又は夜間等救急自動車等搬送件数を3で除した数が基準値（別表3（*3）の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表4（*4）の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数（国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合には、当該休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を加算した数）を600から控除した数（小数点以下1位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいう。）以上であり、かつ、直近に終了した3会計年度のうち少なくとも1会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が600件以上であること。 2. <u>当該病院に勤務する職員が直近に終了した会計年度において、次に掲げる訓練又は研修に参加していること。</u> (1)～(2) (略)

	(略) 3 (略)	ーム (D MAT)」 という。)を有し、 法第30 条の12 の6第1 項に規定 する協定 を締結し ているこ と。	3 (略)		(略) 3 (略)		3 (略)
新興感染症発生・まん延時における医療 ※「新興感染症発生・まん延時における医療」とは、法第30の4第2項第5号ハに掲げるそのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、又はそのおそれがあるときに	次の基準の全てに該当すること。 1. 当該病院が新興感染症発生・まん延時における医療施設として必要な次に掲げる施設を全て有していること。 (1) 陰圧病室（確保病床の半数以上） (2) 個室病室 (3) 発熱患者等専用として使用可能な診察室（プレハブ・簡易テント等を含む。）	次の基準の全てに該当すること。 1. 当該病院において新興感染症発生・まん延時における医療の確保に関する事業に係る感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、次の(1)及び(2)に掲げる措置ごとに定める基準を満たす内容を含む。	次の基準の全てに該当すること。 1. 当該病院において時間外等加算割合が16%以上又は夜間等救急自動車等搬送件数を3で除した数が基準値以上であり、かつ、直近に終了した3会計年度のうち少なくとも1会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が600件以上であること。 2. 直近に終了した会計年度において、当該病院に勤務する職員が、次のいずれかの訓練又は研修に参加していること。 (1) 当該病院が実施する新興感染症の対応に係る訓練又は研修 (2) 外部の機関が実施する新興感染症の対応に係る訓練又は研修 3. 感染症法第36条の4第2項に規定する勧告を受けたことがないこと。	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

<u>おける医療をいう。</u>	<u>(4) 集中治療室（一部は陰圧化できるものであること。）</u> <u>(5) 診療部門（診察室、手術室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び病室</u> <u>(6) 備蓄倉庫</u> <u>2. 当該病院が新興感染症発生・まん延時における医療施設として必要な次に掲げる設備及び物資を全て有していること。</u> <u>(1) 病床において酸素投与及び呼吸モニタリングが可能</u> <u>な設備</u> <u>(2) 感染を判断するための検</u>	<u>む医療措置協定を締結し、当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において当該医療措置協定を締結した医療提供施設として記載されていること。</u> <u>(1) 病床確保</u> <u>都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に即応病床化すること及び確保する病床数が30床以上であること。</u>									
-------------------------	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

査機器 (3) 簡易ベッド (4) 個人防護具 (5) 感染した患者を隔離するための動線確保に必要なパターション等 (6) その他、都道府県知事の判断により当該病院に求める機能に応じて必要となる設備（例：重症患者に対応するための体外式膜型人工肺） ただし、これらの施設及び設備のうち申請時に有していない施設又は設備がある場合において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関	(2) 発熱外来 都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に開始すること及び1日当たり20人以上の診療を行うものであること。 2. 当該病院において救急患者に対し医療を提供する体制（いわゆるオンコール体制も含む。）を常に確保していること。 3. 災害派遣医療チーム（DMAT）若しくは						
---	--	--	--	--	--	--	--

	する法律（平成１０年法律第１１４号。以下「感染症法」という。） 第３６条の３ 第１項に規定する医療措置協定（以下「医療措置協定」という。）を締結した日から３年を超えない範囲で当該病院の所在地の都道府県知事が適当と認めた期間内に当該施設又は設備について整備する計画を作成し、当該都道府県知事が当該計画を適当と認めたときは、上記基準に該当するものとする。この場合、当該病院を開設する医療法人は社会医療法人の認定後、当該計画が完了するまでの間、毎会計年度終了後３月以内に、主たる事務所の所在地の都	災害・感染症医療業務従事者により組織された災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）又は災害・感染症医療業務従事者である災害支援ナースを有し、法令第３０条の１２の６第１項に規定する協定及び感染症法第３６条の２第１項第５号に規定する派遣に係る措置を含む内容に含む医療措置協定を締結していること。						
--	---	--	--	--	--	--	--	--

	<u>道府県知事にその進捗状況を報告することとし、正当な理由なく期間内に当該施設又は設備を有することができないときは、基準に該当しないものとみなす。</u>						
へき地医療 ※ 「へき地」とは、へき地保健医療対策実施要綱（平成13年医政発第529号）に基づくへき地をいう。	（略）	次の基準に該当すること。 当該病院又は診療所の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画においてへき地医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。 なお、へき地診療所を開設する医療法人が当該へき地診療所の所在地の都道府県にお	へき地医療施設が病院の場合、1、2又は3の基準に該当すること。この場合において、医師の延べ派遣日数及び巡回診療の延べ診療日数について、同日同場所に派遣され又は巡回する医師が複数の場合には、複数の派遣又は巡回が適切な状況で行われているかどうかについて確認し、短時間である等必要と判断する場合には、単数による派遣又は巡回として取り扱うこと。 1. 当該病院において直近に終了した会計年度におけるへき地に所在する診療所（当該病院が所在する都道府県内のへき地に所在する診療所に限る。）に対する医師の延べ派遣日数（派遣日数を医師数で乗じた日数をいう。）が（53－国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数）人日以上であること。 ※派遣を行うことができなかった日数が1月 <u>当たり</u> 4日を超える場合は、その月については当該日数を4日として計算することとする。 2. 当該病院において直近に終了した会計年度におけるへき地（当該病院が所在する都道府県内のへき地に	へき地医療 ※ 「へき地」とは、へき地保健医療対策実施要綱（平成13年医政発第529号）に基づくへき地をいう。	（略）	次の基準に該当すること。 当該病院又は診療所の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画においてへき地医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。 なお、へき地診療所を開設する医療法人が当該へき地診療所の所在地の都道府県にお	へき地医療施設が病院の場合、1、2又は3の基準に該当すること。この場合において、医師の延べ派遣日数及び巡回診療の延べ診療日数について、同日同場所に派遣され又は巡回する医師が複数の場合には、複数の派遣又は巡回が適切な状況で行われているかどうかについて確認し、短時間である等必要と判断する場合には、単数による派遣又は巡回として取り扱うこと。 1. 当該病院において直近に終了した会計年度におけるへき地に所在する診療所（当該病院が所在する都道府県内のへき地に所在する診療所に限る。）に対する医師の延べ派遣日数（派遣日数を医師数で乗じた日数をいう。）が（53－国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数）人日以上であること。 ※派遣を行うことができなかった日数が1月 <u>あたり</u> 4日を超える場合は、その月については当該日数を4日として計算することとする。 2. 当該病院において直近に終了した会計年度におけるへき地（当該病院が所在する都道府県内のへき地に

		て病院を開 設する場合 にあって は、当該<u>全 て</u>の病院に おいて、へ き地の患者 を受け入れ るための病 室その他へ き地医療施 設として必 要な診療部 門（診察室、 処置室、臨 床検査施 設、エック ス線診療 室、調剤所 等）を有し、 かつ、へき 地の患者を 受け入れる 体制を常に 確保してい ること。 また、へ き地医療 拠点病院 に医師を 派遣する 当該病院 にあって は、当該 病院にお いて、当 該へき地 医療拠点 病院が医 師を派遣	限る。）における巡回診療の延べ診 療日数（診療日数を医師数で乗じた 日数をいう。）が（５３－国又は地 方公共団体からの要請を受けて巡 回診療を行うことができなかった 日数）人日以上であること。 ※巡回診療を行うことができなか った日数が１月<u>当たり</u>４日を超 える場合は、その月については当 該日数を４日として計算するこ ととする。 ３（略）			て病院を開 設する場合 にあって は、当該<u>す べて</u>の病院 において、 へき地の患 者を受け入 れるための 病室その他 へき地医療 施設として 必要な診療 部門（診察 室、処置室、 臨床検査施 設、エック ス線診療 室、調剤所 等）を有し、 かつ、へき 地の患者を 受け入れる 体制を常に 確保してい ること。 また、へ き地医療 拠点病院 に医師を 派遣する 当該病院 にあって は、当該 病院にお いて、当 該へき地 医療拠点 病院が医 師を派遣	限る。）における巡回診療の延べ診 療日数（診療日数を医師数で乗じた 日数をいう。）が（５３－国又は地 方公共団体からの要請を受けて巡 回診療を行うことができなかった 日数）人日以上であること。 ※巡回診療を行うことができなか った日数が１月<u>あたり</u>４日を超 える場合は、その月については当 該日数を４日として計算するこ ととする。 ３（略）
--	--	--	---	--	--	---	---

		する当該 へき地診 療所に係 るへき地 の患者及 び当該へ き地医療 拠点病院 が巡回診 療を行う 当該へき 地の患者 を受け入 れる体制 を常に確 保してい ること。				する当該 へき地診 療所に係 るへき地 の患者及 び当該へ き地医療 拠点病院 が巡回診 療を行う 当該へき 地の患者 を受け入 れる体制 を常に確 保してい ること。	
* 1 別表 1 ~ * 4 別表 4 (略)				* 1 別表 1 ~ * 4 別表 4 (略)			

○「社会医療法人の認定について」（平成 20 年 3 月 31 日医政発 0331008 号）別添 2－1 及び別添 2－2 の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改正後

別 添 2－1

（新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合）

（略）

注 2）「救急医療等確保事業の別」欄には、当該施設で行っている医療が、医療法第 3 0 条の 4 第 2 項第 5 号に掲げる医療（以下参照）のいずれに係るものであるかの別（当該施設で医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の基準を満たすものが複数ある場合は、その全て）を記載すること。

○救急医療（精神科救急医療の基準を満たす場合は、「精神科救急医療」と記載すること。）

○災害医療 ○新興感染症発生・まん延時における医療 ○へき地医療 ○周産期医療

○小児救急医療

別 添 2－2

（社会医療法人が関係書類を毎会計年度終了後 3 月以内に届け出る場合）

（略）

注 2）「救急医療等確保事業の別」欄には、当該施設で行っている医療が、医療法第 3 0 条の 4 第 2 項第 5 号に掲げる医療（以下参照）のいずれに係るものであるかの別（当該施設で医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の基準を満たすものが複数ある場合は、その全て）を記載すること。

○救急医療（精神科救急医療の基準を満たす場合は、「精神科救急医療」と記載すること。）

○災害医療 ○新興感染症発生・まん延時における医療 ○へき地医療 ○周産期医療

○小児救急医療

1. 社会医療法人関係書類一覧

申 請 書 類 一 覧		申 請 時	毎決算後	備考
☐	社会医療法人認定申請書	○	－	
☐	決算届	－	○	
☐	別表（医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 4 号の要件に該当する旨を説明する書類）	○	○	
（医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の要件に該当する				

改正前

別 添 2－1

（新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合）

（略）

注 2）「救急医療等確保事業の別」欄には、当該施設で行っている医療が、医療法第 3 0 条の 4 第 2 項第 5 号に掲げる医療（以下参照）のいずれに係るものであるかの別（当該施設で医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の基準を満たすものが複数ある場合は、その全て）を記載すること。

○救急医療（精神科救急医療の基準を満たす場合は、「精神科救急医療」と記載すること。）

○災害医療 （新設） ○へき地医療 ○周産期医療 ○小児救急医療

別 添 2－2

（社会医療法人が関係書類を毎会計年度終了後 3 月以内に届け出る場合）

（略）

注 2）「救急医療等確保事業の別」欄には、当該施設で行っている医療が、医療法第 3 0 条の 4 第 2 項第 5 号に掲げる医療（以下参照）のいずれに係るものであるかの別（当該施設で医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の基準を満たすものが複数ある場合は、その全て）を記載すること。

○救急医療（精神科救急医療の基準を満たす場合は、「精神科救急医療」と記載すること。）

○災害医療 （新設） ○へき地医療 ○周産期医療 ○小児救急医療

1. 社会医療法人関係書類一覧

申 請 書 類 一 覧		申 請 時	毎決算後	備考
☐	社会医療法人認定申請書	○	－	
☐	決算届	－	○	
☐	別表（医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 4 号の要件に該当する旨を説明する書類）	○	○	
（医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の要件に該当する				

旨を説明する書類)				
☐	添付書類（構造設備及び体制）	○	○	※
☐	添付書類 1－1（救急医療） 時間外等加算件数明細表			※
	添付書類 1－2（救急医療） 夜間等救急自動車等搬送件数明細表 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）			
☐	添付書類 1－3（精神科救急医療） 時間外等診療件数明細表 受診時間等を証明する書類 応急入院指定病院である旨を証明する書類（指定書等写し）			
	添付書類 2（災害医療） 添付書類 1－1（救急医療）又は 1－2（救急医療）（添付資料を含む） 訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は参加依頼文等写し）			
	☐ <u>添付書類 3（新興感染症発生・まん延時における医療）</u> <u>添付書類 1－1（救急医療）又は 1－2（救急医療）（添付資料を含む）</u> <u>訓練又は研修ごとに参加した職員の役職名及び所属を記載したリスト</u> <u>訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は参加依頼文等写し）</u>			
☐	添付書類 4－1（へき地医療） 医師派遣明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類（支援診療所との協定書等写し）			
	☐ 添付書類 4－2（へき地医療） 巡回診療明細表 巡回診療の延べ診療日数を証明する書類（事業計画書等）			
☐	添付書類 4－3（へき地医療） へき地診療所診療日明細表			

旨を説明する書類)				
☐	添付書類（構造設備及び体制）	○	○	※
☐	添付書類 1－1（救急医療） 時間外等加算件数明細表			※
	添付書類 1－2（救急医療） 夜間等救急自動車等搬送件数明細表 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）			
☐	添付書類 1－3（精神科救急医療） 時間外等診療件数明細表 受診時間等を証明する書類 応急入院指定病院である旨を証明する書類（指定書等写し）			
	添付書類 2（災害医療） 添付書類 1－1（救急医療）又は 1－2（救急医療）（添付資料を含む） 訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は参加依頼文等写し）			
	☐ <u>（新設）</u>			
☐	添付書類 3－1（へき地医療） 医師派遣明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類（支援診療所との協定書等写し）			
	☐ 添付書類 3－2（へき地医療） 巡回診療明細表 巡回診療の延べ診療日数を証明する書類（事業計画書等）			
☐	添付書類 3－3（へき地医療） へき地診療所診療日明細表			

□	添付書類 <u>4</u> －4（へき地医療）			
	医師派遣明細表			
	医師の延べ派遣日数を証明する書類（協定書等写し）			
□	添付書類 <u>4</u> －5（へき地医療）			
	医師派遣明細表、巡回診療明細表			
	医師の延べ派遣日数を証明する書類、巡回診療の延べ診療日数を証明する書類			
□	添付書類 <u>5</u> （周産期医療）			
	母体搬送件数明細表			
	母体搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）			
□	添付書類 <u>6</u> （小児救急医療）			
	時間外等加算件数明細表			
	受診時間等を証明する書類			
（公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類）				
□	添付書類 <u>7</u> （公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第1号から第3号まで及び第6号）に該当する旨を説明する書類（運営））	○	○	
	理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準	○	○	※
	直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書	○	－	
□	書類付表1（理事、監事、社員及び評議員に関する明細表）	○	○	
□	書類付表2（経理等に関する明細表）	○	○	
□	書類付表3（保有する資産の明細表）	○	○	※
□	添付書類 <u>8</u> （公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第6号）に該当する旨を説明する書類（事業））	○	○	
	診療報酬規程	○	○	

注）（略）

2．（略）

□	添付書類 <u>3</u> －4（へき地医療）			
	医師派遣明細表			
	医師の延べ派遣日数を証明する書類（協定書等写し）			
□	添付書類 <u>3</u> －5（へき地医療）			
	医師派遣明細表、巡回診療明細表			
	医師の延べ派遣日数を証明する書類、巡回診療の延べ診療日数を証明する書類			
□	添付書類 <u>4</u> （周産期医療）			
	母体搬送件数明細表			
	母体搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）			
□	添付書類 <u>5</u> （小児救急医療）			
	時間外等加算件数明細表			
	受診時間等を証明する書類			
（公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類）				
□	添付書類 <u>6</u> （公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第1号から第3号まで及び第6号）に該当する旨を説明する書類（運営））	○	○	
	理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準	○	○	※
	直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書	○	－	
□	書類付表1（理事、監事、社員及び評議員に関する明細表）	○	○	
□	書類付表2（経理等に関する明細表）	○	○	
□	書類付表3（保有する資産の明細表）	○	○	※
□	添付書類 <u>7</u> （公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第6号）に該当する旨を説明する書類（事業））	○	○	
	診療報酬規程	○	○	

注）（略）

2．（略）

□	添付書類 <u>3</u> －4（へき地医療）			
	医師派遣明細表			
	医師の延べ派遣日数を証明する書類（協定書等写し）			
□	添付書類 <u>3</u> －5（へき地医療）			
	医師派遣明細表、巡回診療明細表			
	医師の延べ派遣日数を証明する書類、巡回診療の延べ診療日数を証明する書類			
□	添付書類 <u>4</u> （周産期医療）			
	母体搬送件数明細表			
	母体搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）			
□	添付書類 <u>5</u> （小児救急医療）			
	時間外等加算件数明細表			
	受診時間等を証明する書類			
（公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類）				
□	添付書類 <u>6</u> （公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第1号から第3号まで及び第6号）に該当する旨を説明する書類（運営））	○	○	
	理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準	○	○	※
	直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書	○	—	
□	書類付表1（理事、監事、社員及び評議員に関する明細表）	○	○	
□	書類付表2（経理等に関する明細表）	○	○	
□	書類付表3（保有する資産の明細表）	○	○	※
□	添付書類 <u>7</u> （公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第6号）に該当する旨を説明する書類（事業））	○	○	
	診療報酬規程	○	○	

3. 決算届出関係書類一覧

届 出 書 類 一 覧
<u>(基本書類)</u>
☐ 事業報告書
☐ 財産目録
☐ 貸借対照表
☐ 損益計算書
☐ 関係事業者との取引の状況に関する報告書
☐ 監事の監査報告書
☐ 医療法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類
(「1. 社会医療法人関係書類一覧」参照)
(医療法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した場合 <u>(当該社会医療法人債の総額について償還済みであるものを除く。)</u>)
上記に掲げる <u>基本</u> 書類
☐ 純資産変動計算書
☐ キャッシュ・フロー計算書
☐ 附属明細表
☐ 公認会計士又は監査法人の監査報告書
<u>(医療法第51条第2項の厚生労働省令で定める基準に該当する場合)</u>
上記に掲げる <u>基本</u> 書類
☐ 純資産変動計算書
☐ 附属明細表
☐ 公認会計士又は監査法人の監査報告書

注) (略)

3. 決算届出関係書類一覧

届 出 書 類 一 覧
<u>(新設)</u>
☐ 事業報告書
☐ 財産目録
☐ 貸借対照表
☐ 損益計算書
☐ 関係事業者との取引の状況に関する報告書
☐ 監事の監査報告書
医療法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類
(「1. 社会医療法人関係書類一覧」参照)
(医療法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した場合)
上記に掲げる書類
☐ 純資産変動計算書
☐ キャッシュ・フロー計算書
☐ 附属明細表
☐ 公認会計士又は監査法人の監査報告書
<u>(新設)</u>

注) (略)

○「社会医療法人の認定について」（平成 20 年 3 月 31 日医政発 0331008 号）別添 3 及び別添 4 の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
別添 3		別添 3	
社会医療法人の定款例	備 考	社会医療法人の定款例	備 考
社会医療法人〇〇会定款		社会医療法人〇〇会定款	
第 1 章 （略）		第 1 章 （略）	
第 2 章 目的及び事業		第 2 章 目的及び事業	
第 3 条 （略）		第 3 条 （略）	
第 4 条		第 4 条	
1 ～ 2 （略）		1 ～ 2 （略）	
3 本団が〇〇県知事から社会医療法人として認定を受けて実施する救急医療等確保事業に係る業務及び病院（診療所）の名称は、次のとおりとする。	・（略）	3 本団が〇〇県知事から社会医療法人として認定を受けて実施する救急医療等確保事業に係る業務及び病院（診療所）の名称は、次のとおりとする。	・（略）
(1) 〇〇県医療計画に記載された救急医療（〇〇病院）		(1) 〇〇県医療計画に記載された救急医療（〇〇病院）	
(2) 〇〇県医療計画に記載された災害医療（〇〇病院）		(2) 〇〇県医療計画に記載された災害医療（〇〇病院）	
<u>(3) 〇〇県医療計画に記載された新興感染症発生・まん延時における医療（〇〇病院）</u>		<u>(新設)</u>	
<u>(4) 〇〇県医療計画に記載されたへき地医療（〇〇診療所）</u>		<u>(3) 〇〇県医療計画に記載されたへき地医療（〇〇診療所）</u>	
<u>(5) 〇〇県医療計画に記載された周産期医療（〇〇病院）</u>		<u>(4) 〇〇県医療計画に記載された周産期医療（〇〇病院）</u>	
<u>(6) 〇〇県医療計画に記載された小児救急医療（〇〇</u>		<u>(5) 〇〇県医療計画に記載された小児救急医療（〇〇</u>	

病院) 第5条・第6条 (略) 第3章～第10章 (略)		病院) 第5条・第6条 (略) 第3章～第10章 (略)	
別添4		別添4	
社会医療法人の寄附行為例	備 考	社会医療法人の寄附行為例	備 考
社会医療法人〇〇会寄附行為 第1章 (略) 第2章 目的及び事業 第3条 (略) 第4条 1～2 (略) 3 本財団が〇〇県知事から社会医療法人として認定を受けて実施する救急医療等確保事業に係る業務及び病院（診療所）の名称は、次のとおりとする。 (1) 〇〇県医療計画に記載された救急医療（〇〇病院） (2) 〇〇県医療計画に記載された災害医療（〇〇病院） <u>(3) 〇〇県医療計画に記載された新興感染症発生・まん延時における医療（〇〇病院）</u> <u>(4) 〇〇県医療計画に記載されたへき地医療（〇〇診療所）</u>	・ (略)	社会医療法人〇〇会寄附行為 第1章 (略) 第2章 目的及び事業 第3条 (略) 第4条 1～2 (略) 3 本財団が〇〇県知事から社会医療法人として認定を受けて実施する救急医療等確保事業に係る業務及び病院（診療所）の名称は、次のとおりとする。 (1) 〇〇県医療計画に記載された救急医療（〇〇病院） (2) 〇〇県医療計画に記載された災害医療（〇〇病院） <u>(新設)</u> <u>(3) 〇〇県医療計画に記載されたへき地医療（〇〇診療所）</u>	・ (略)

<u>(5)</u> ○○県医療計画に記載された周産期医療（○○病院） <u>(6)</u> ○○県医療計画に記載された小児救急医療（○○病院） 第5条・第6条 （略） 第3章～第10章 （略）		<u>(4)</u> ○○県医療計画に記載された周産期医療（○○病院） <u>(5)</u> ○○県医療計画に記載された小児救急医療（○○病院） 第5条・第6条 （略） 第3章～第10章 （略）	
---	--	---	--

○「社会医療法人の認定について」（平成 20 年 3 月 31 日医政発 0331008 号）添付書類（構造設備及び体制）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改正後			改正前		
添付書類（構造設備及び体制） 1 ～ 2 （略） 3 構造設備 （1）総括表（該当する業務の区分及び所有する施設・設備等の口にチェックすること。）			添付書類（構造設備及び体制） 1 ～ 2 （略） 3 構造設備 （1）総括表（該当する業務の区分及び所有する施設・設備等の口にチェックすること。）		
業務の区分	施 設	設 備 等	業務の区分	施 設	設 備 等

☐ 救急医療 ☐ 精神科救急医療 ☐ 災害医療 ☐ <u>新興感染症発生・まん延時における医療</u> ☐ へき地医療 ☐ 病院 ☐ へき地診療所 ☐ 周産期医療 ☐ 小児救急医療	☐ 集中治療室 ☐ <u>集中治療室（一部は陰圧化が可能なもの）</u> ☐ 母体胎児集中治療管理室 ☐ 新生児集中治療管理室 ☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ <u>発熱患者等専用として使用可能な診察室（プレハブ・簡易テント等を含む。）</u> ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 保護室 ☐ 面会室 ☐ <u>診察室（発熱）</u> ☐ 専用病床（ 床） ☐ 優先的に使用される病床 ☐ <u>陰圧病室（確保病床 床）</u> ☐ <u>※医療措置協定による確保病床（ 床）の半数以上が陰圧病室内にあること。</u> ☐ <u>個室病室</u> ☐ 備蓄倉庫 ☐ ヘリポート（ ☐ 敷地内 ☐ 近接地） ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	☐ <u>病床において酸素投与及び呼吸モニタリングが可能な設備</u> ☐ <u>感染を判断するための検査機器</u> ☐ 分娩監視装置 ☐ 新生児用呼吸循環監視装置 ☐ 超音波診断装置 ☐ 新生児用人工換気装置 ☐ 微量輸液装置 ☐ 保育器 ☐ 簡易ベッド ☐ 携帯用医療機器 ☐ <u>個人防護具</u> ☐ <u>感染患者を隔離し動線確保に必要なパーテーション等</u> ☐ 食料 ☐ 飲料水 ☐ 医薬品 ☐ 自家発電装置 ☐ トリアージタッグ ☐ 救急用自動車 ☐ 広域災害・救急医療情報システム ☐ <u>新興感染症発生・まん延時の医療の提供において都道府県知事が求める機能に应运必要となる設備（ ）</u>
☐ 救急医療 ☐ 精神科救急医療 ☐ 災害医療 ☐ <u>（新設）</u> ☐ へき地医療 ☐ 病院 ☐ へき地診療所 ☐ 周産期医療 ☐ 小児救急医療	☐ 集中治療室 ☐ <u>（新設）</u> ☐ 母体胎児集中治療管理室 ☐ 新生児集中治療管理室 ☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ <u>（新設）</u> ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 保護室 ☐ 面会室 ☐ <u>（新設）</u> ☐ 専用病床（ 床） ☐ 優先的に使用される病床 ☐ <u>（新設）</u> ☐ 備蓄倉庫 ☐ ヘリポート（ ☐ 敷地内 ☐ 近接地） ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	☐ <u>（新設）</u> ☐ 分娩監視装置 ☐ 新生児用呼吸循環監視装置 ☐ 超音波診断装置 ☐ 新生児用人工換気装置 ☐ 微量輸液装置 ☐ 保育器 ☐ 簡易ベッド ☐ 携帯用医療機器 ☐ <u>（新設）</u> ☐ 食料 ☐ 飲料水 ☐ 医薬品 ☐ 自家発電装置 ☐ トリアージタッグ ☐ 救急用自動車 ☐ 広域災害・救急医療情報システム ☐ <u>（新設）</u>

☐ 「新興感染症発生・まん延時における医療」については、申請時に有していない施設又は設備がある場合において、医療措置協定を締結した日から3年を超えない範囲で当該協定を締結した病院の所在地の都道府県知事が適当と認めた期間内に当該施設又は設備について整備する計画（様式任意）がある場合は、これを添付するとともに、以下を記載すること。

☐ （新設）

「新興感染症発生・まん延時における医療」に係る施設又は設備の整備計画の概要

・施設整備計画

・・・・・・・・（〇年〇月完成予定）

・設備整備計画

・・・・・・・・（〇年〇月整備予定）

(2)・(3) (略)

4・5 (略)

6 その他の体制

※「有無」について、有の場合は空欄に「〇」を付すこと。

(1) 精神科救急医療の場合のみ

・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第1号に基づく都道府県知事の指定の有無	
・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第3号に基づく常時勤務する指定医の人数	人

(2) 災害医療の場合のみ

・ 災害派遣医療チーム（DMAT）の有無	
----------------------	--

(3) 新興感染症発生・まん延時における医療の場合のみ

①感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定であって、同項第1号に掲げる事項に係るものについて

(2)・(3) (略)

4・5 (略)

6 その他の体制

(1) 精神科救急医療の場合のみ

・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第1号に基づく都道府県知事の指定の有無（有・無）

・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第3号に基づく常時勤務する指定医の人数（ 人）

(2) 災害医療の場合のみ

・ 災害派遣医療チーム（DMAT）の有無（有・無）

（新設）

次の措置を全て含む協定締結の有無 ・ <u>感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に即応病床化し、かつ確保病床数が30床以上であることを内容に含んだ病床確保に係る措置</u> ・ <u>感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に開始し、かつ1日当たり20人以上の診療を行うことを内容に含んだ発熱外来に係る措置</u> ・ <u>医療人材派遣に係る措置</u>								
<u>②医療法第30条の12の6第1項に規定する協定について</u> <table><tr><td>・ <u>災害派遣医療チーム（DMAT）に係る協定締結の有無</u></td><td></td></tr><tr><td>・ <u>災害派遣精神医療チーム（DPAT）に係る協定締結の有無</u></td><td></td></tr><tr><td>・ <u>災害支援ナースに係る協定締結の有無</u></td><td></td></tr></table>		・ <u>災害派遣医療チーム（DMAT）に係る協定締結の有無</u>		・ <u>災害派遣精神医療チーム（DPAT）に係る協定締結の有無</u>		・ <u>災害支援ナースに係る協定締結の有無</u>		
・ <u>災害派遣医療チーム（DMAT）に係る協定締結の有無</u>								
・ <u>災害派遣精神医療チーム（DPAT）に係る協定締結の有無</u>								
・ <u>災害支援ナースに係る協定締結の有無</u>								
※都道府県知事と締結した「医療措置協定」及び「医療法第30条の12の6第1項に規定する協定」を添付すること。								
「添付書類（構造設備及び体制）」の記載要領 （略）		「添付書類（構造設備及び体制）」の記載要領 （略）						

○「社会医療法人の認定について」（平成 20 年 3 月 31 日医政発 0331008 号）添付書類 3 の新設

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前															
添付書類 3（新興感染症発生・まん延時における医療） 医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の要件に該当する旨を説明する書類 申請者名：_____ 住 所：_____ 以下のとおり相違ありません。 <table><tr><td>病 院 名</td><td></td></tr><tr><td>病院の所在地</td><td></td></tr><tr><td>管轄保健所名</td><td></td></tr></table> 〔時間外等加算割合又は夜間等救急自動車等搬送件数〕 ○ 添付書類 1－1（救急医療）又は 添付書類 1－2（救急医療）に記載し、提出（添付資料を含む。）すること。 〔新興感染症の対応に係る訓練又は研修への職員の参加実績〕 ・ 自病院が実施した訓練又は研修 <table><tr><td>実施日又は実施期間</td><td>訓練又は研修名</td><td>参加した職員数</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	病 院 名		病院の所在地		管轄保健所名		実施日又は実施期間	訓練又は研修名	参加した職員数							（新設）
病 院 名																
病院の所在地																
管轄保健所名																
実施日又は実施期間	訓練又は研修名	参加した職員数														

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度における自病院が実施した訓練又は研修について記載すること。

添付資料

- 訓練又は研修ごとに参加した職員の役職名及び所属を記載したリスト（既存資料を提出する場合は、個人名欄は消去すること）。

・ 外部の機関が実施した訓練又は研修

実施者名	実施日又は実施期間	訓練又は研修名	参加した職員数

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度における外部の機関が実施した訓練又は研修について記載すること。

添付資料

- 訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は実施者からの参加依頼文等の写し（個人名欄は消去すること。））
- 訓練又は研修ごとに参加した職員の役職名及び所属を記載したリスト（既存資料を提出する場合は、個人名欄は消去すること）。

[正当な理由がなく医療措置協定に基づく措置を講じていないと都道府県知事が認めるときの都道府県知事からの勧告の有無]

感染症法第36条の4第2項に規定する勧告を受けたことがある。	
--------------------------------	--

(記載上の注意事項)

- 過去に、都道府県知事から当該勧告を受けたことがある場合は、空欄に○を付すこと。

○「社会医療法人の認定について」（平成 20 年 3 月 31 日医政発 0331008 号）その他所要の改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後				改 正 前			
添付書類 1－1（救急医療）				添付書類 1－1（救急医療）			
（略）				（略）			
時間外等加算件数明細表				時間外等加算件数明細表			
（自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日）				（自 <u>平成</u> ・令和 年 月 日 至 <u>平成</u> ・令和 年 月 日）			
区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計	区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件	初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件	内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件	内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件	内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
（自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日）				（自 <u>平成</u> ・令和 年 月 日 至 <u>平成</u> ・令和 年 月 日）			
区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計	区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件	初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件	内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件	内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件	内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
（自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日）				（自 <u>平成</u> ・令和 年 月 日 至 <u>平成</u> ・令和 年 月 日）			
区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計	区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計

初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件

(合 計)

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類 1－2 (救急医療)

(略)

夜間等救急自動車等搬送件数明細表

(自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件

初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件

(合 計)

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類 1－2 (救急医療)

(略)

夜間等救急自動車等搬送件数明細表

(自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件

ヘリコプターによる搬送件数	件
合計	件

(自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件
合計	件

(自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件
合計	件

(合 計)

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

ヘリコプターによる搬送件数	件
合計	件

(自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件
合計	件

(自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件
合計	件

(合 計)

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類 1－3 (精神科救急医療)

(略)

時間外等診療件数明細表

(自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)

区 分	初 診 料 (A)	再 診 料 (B)	内 電話等に よる再診 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定 件数	件	件	件	件
上記以外の時間外等入院 患者数	件	件		件

(自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)

区 分	初 診 料 (A)	再 診 料 (B)	内 電話等に よる再診 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類 1－3 (精神科救急医療)

(略)

時間外等診療件数明細表

(自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日)

区 分	初 診 料 (A)	再 診 料 (B)	内 電話等に よる再診 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定 件数	件	件	件	件
上記以外の時間外等入院 患者数	件	件		件

(自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日)

区 分	初 診 料 (A)	再 診 料 (B)	内 電話等に よる再診 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件

時間外加算の特例の算定 件数	件	件	件	件
上記以外の時間外等入院 患者数	件	件		件

(自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)

区 分	初 診 料 (A)	再 診 料 (B)	内 電話等に よる再診 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定 件数	件	件	件	件
上記以外の時間外等入院 患者数	件	件		件

(合 計)

区 分	初 診 料 (A)	再 診 料 (B)	内 電話等に よる再診 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定 件数	件	件	件	件

時間外加算の特例の算定 件数	件	件	件	件
上記以外の時間外等入院 患者数	件	件		件

(自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日)

区 分	初 診 料 (A)	再 診 料 (B)	内 電話等に よる再診 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定 件数	件	件	件	件
上記以外の時間外等入院 患者数	件	件		件

(合 計)

区 分	初 診 料 (A)	再 診 料 (B)	内 電話等に よる再診 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定 件数	件	件	件	件

上記以外の時間外等入院 患者数	件	件		件
--------------------	---	---	--	---

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類 4－1 (へき地医療)

(略)

添付書類 4－2 (へき地医療)

(略)

添付書類 4－3 (へき地医療)

(略)

添付書類 4－4 (へき地医療)

(略)

添付書類 4－5 (へき地医療)

(略)

添付書類 5 (周産期医療)

(略)

[分娩実施件数]

会 計 年 度	件 数	内 ハイリスク分娩 管理加算の算定件数
令和 年 月 日 ～令和 年 月 日	件	件
令和 年 月 日 ～令和 年 月 日	件	件

上記以外の時間外等入院 患者数	件	件		件
--------------------	---	---	--	---

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類 3－1 (へき地医療)

(略)

添付書類 3－2 (へき地医療)

(略)

添付書類 3－3 (へき地医療)

(略)

添付書類 3－4 (へき地医療)

(略)

添付書類 3－5 (へき地医療)

(略)

添付書類 4 (周産期医療)

(略)

[分娩実施件数]

会 計 年 度	件 数	内 ハイリスク分娩 管理加算の算定件数
<u>平成</u> ・令和 年 月 日 ～ <u>平成</u> ・令和 年 月 日	件	件
<u>平成</u> ・令和 年 月 日 ～ <u>平成</u> ・令和 年 月 日	件	件

令和 年 月 日 ～令和 年 月 日	件	件
合 計	件	件
3 会計年度平均	件	—

(記載上の注意事項)

○ 終了した 3 会計年度における分娩実施件数を記載すること。

[母体搬送件数]

会 計 年 度	件 数
令和 年 月 日 ～令和 年 月 日	件
令和 年 月 日 ～令和 年 月 日	件
令和 年 月 日 ～令和 年 月 日	件
合 計	件
3 会計年度平均	件

(記載上の注意事項)

○ 直近に終了した 3 会計年度における母体搬送件数を記載すること。

添付資料

○ 母体搬送件数明細表

○ 母胎搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等の写し（患者の氏名及び住所に係る記載の部分については、消去等の処理をすること。））

母体搬送件数明細表

(自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)

月 日		
<u>平成・令和</u> 年 月 日 ～ <u>平成・令和</u> 年 月 日	件	件
合 計	件	件
3 会計年度平均	件	—

(記載上の注意事項)

○ 終了した 3 会計年度における分娩実施件数を記載すること。

[母体搬送件数]

会 計 年 度	件 数
<u>平成・令和</u> 年 月 日 ～ <u>平成・令和</u> 年 月 日	件
<u>平成・令和</u> 年 月 日 ～ <u>平成・令和</u> 年 月 日	件
<u>平成・令和</u> 年 月 日 ～ <u>平成・令和</u> 年 月 日	件
合 計	件
3 会計年度平均	件

(記載上の注意事項)

○ 直近に終了した 3 会計年度における母体搬送件数を記載すること。

添付資料

○ 母体搬送件数明細表

○ 母胎搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等の写し（患者の氏名及び住所に係る記載の部分については、消去等の処理をすること。））

母体搬送件数明細表

(自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

(自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

(自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

(合 計)

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

(自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

(自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

(合 計)

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類 6 (小児救急医療)

(略)

添付書類 5 (小児救急医療)

(略)

時間外等加算件数明細表

(自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

(自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
-----	----------	----------	-----

時間外等加算件数明細表

(自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日)

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

(自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日)

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
-----	----------	----------	-----

初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

(自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

(合 計)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
-----	---------	---------	-----

初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

(自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

(合 計)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
-----	---------	---------	-----

初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

(記載上の注意事項)
○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類 7
(略)

添付書類 8
(略)

初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

(記載上の注意事項)
○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類 6
(略)

添付書類 7
(略)